

SEC委員会声明・ワークプランの公表について

平成22年3月12日

経済産業政策局 企業行動課

SEC委員会声明・ワークプランについて(まとめ)

- 2008年11月に素案が「ロードマップ」として公表。IFRSの強制適用に向けて、必要となる対応、タイムラインを定めるもの。
- 日本において、2009年6月に企業会計審議会企画調整部会中間報告(いわゆる日本版ロードマップ)が策定されているが、米国の動向も影響を与えている。
- 今回の決定により、強制適用時期の変更、早期適用の回避が行われるとともに、ワークプランにおいて、中小企業を含めたビジネスインパクト、税制、配当政策、内部統制等への影響の分析が必要であることを示唆(ワークプランの問題意識は「企業財務委員会」の検討課題と平仄のあったもの)。

1. 米国におけるIFRSに関するSECの声明（2010年2月公表）

2010年2月24日、米国証券取引委員会（SEC）が、米国の公開企業のIFRS使用に関する問題を議論するための会議を開催。

SECは、委員会声明を承認し、その中で、SECのIFRSに関する活動の概要を示すとともに、IFRSロードマップ（案）に対するいくつかのパブリック・フィードバックおよび今後のアプローチのアウトラインを要約。

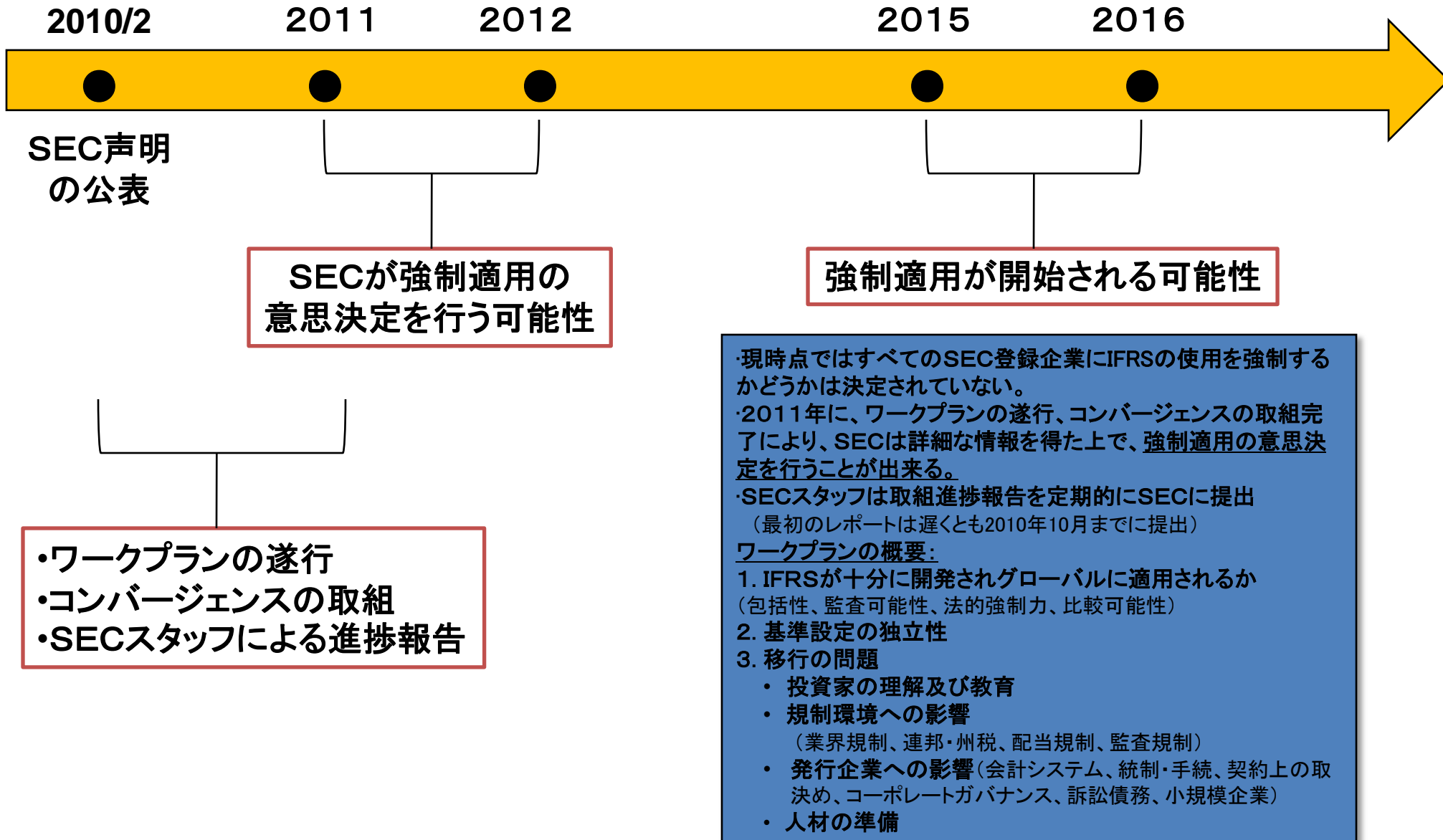
【承認されたSEC声明の概要】

- SECは、単一の高品質でグローバルな会計基準をサポートすることをあらためて表明し、IFRSsがそのグローバル・スタンダードの会計基準に最も近いとしている。
- SECが米国発行体にIFRSsへの移行を要求するか否かを決定する前に、SECスタッフに対してワークプランを遂行するよう指示
- 移行を要求するか否かの決定は2011年に行われる予定
- ワークプランの遂行、およびコンバージェンスに対する取組みの完了により、SECは詳細な情報を得たうえでの強制適用の意思決定を行うことができる
- 委員会声明は、詳細な移行日やアプローチの可能性については提示していないが、SECスタッフは、提案されたロードマップに対して受領したコメントに基づき、2015年または2016年が合理的と思われるとしている（移行には4年から5年を要する）。

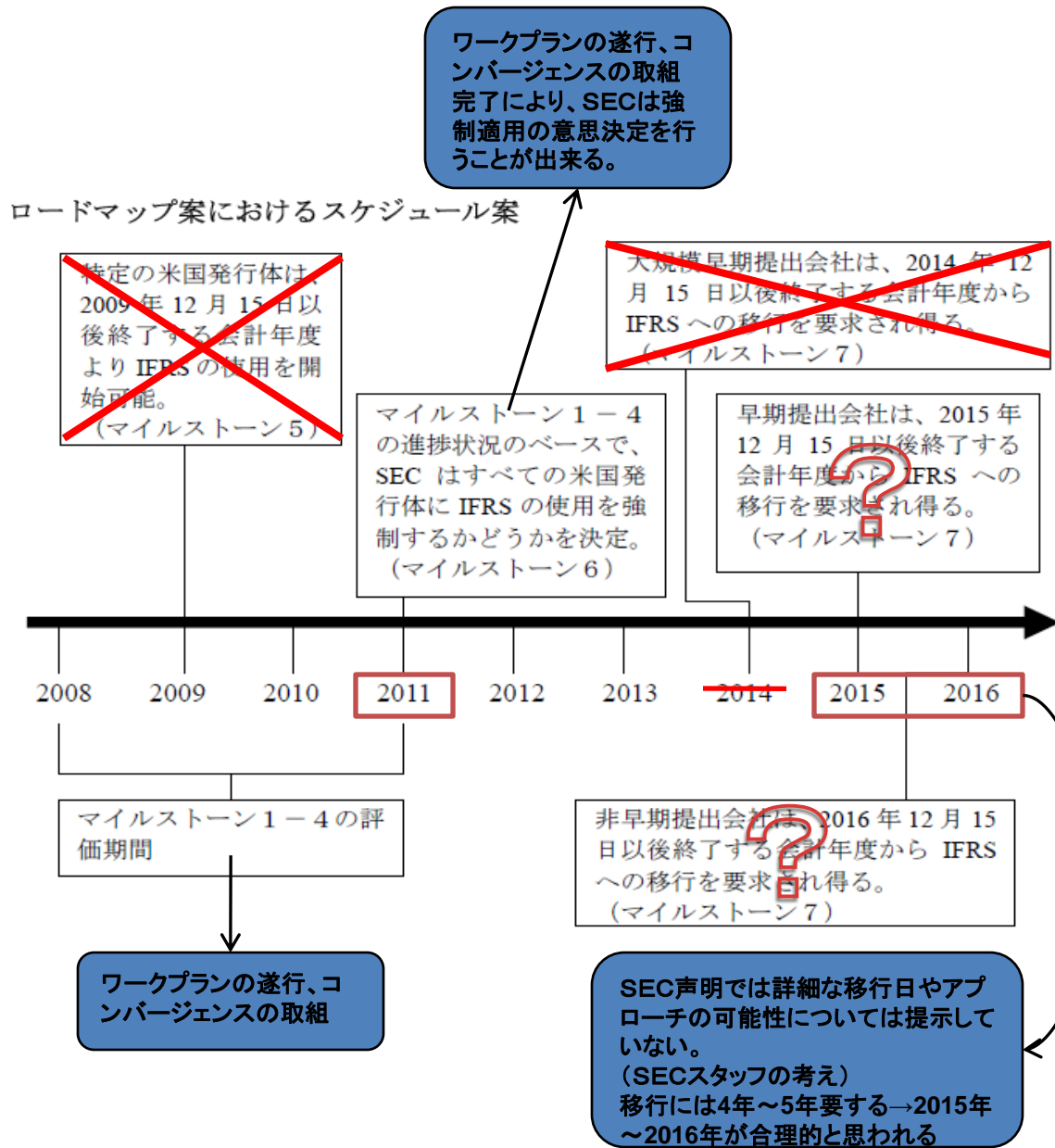
【ロードマップ案からの主な変更】

- 早期適用のオプションを撤回。強制適用開始可能時期の変更（2014年→2015年）
（ただし、SECがIFRSの使用を要求することを決定すれば、早期適用は依然として実行可能なオプションであると示唆している。）
- 強制適用の判断に向けたワークプランの詳細公表。ワークプランには、業界規制、税、配当規制、監査基準等会計をとりまく制度への影響分析も含まれている。また、企業への影響として、内部統制、コーポレートガバナンス等社内体制への影響や小規模企業への影響分析も含まれている。

2. 見直し後の導入検討スケジュール

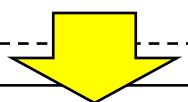


3. 2008年11月公表ロードマップ案からの主な変更



当初案

- ・現時点ではすべてのSEC登録企業にIFRSの使用を強制するかどうかは決定されていない。
 - ・2011年に、マイルストーン1-4の評価期間における評価の結果を受けて、すべてのSEC登録企業にIFRSの使用を強制するかどうかを決定する。
- マイルストーン1-4：IFRSの強制採用までに対処すべき課題の討議
1. 会計基準(すなわち、IFRS)の改善
 2. 国際会計基準委員会財団のファンディング及びアカウンタビリティ
 3. IFRS報告のための、双方向性データ(例えば、XBRL)の利用能力の改善
 4. 米国におけるIFRSに関する教育とトレーニング



- ・現時点ではすべてのSEC登録企業にIFRSの使用を強制するかどうかは決定されていない。
 - ・2011年に、ワークプランの遂行、コンバージェンスの取組完了により、SECは詳細な情報を得た上で、強制適用の意思決定を行うことができる。
 - ・SECスタッフは取組進捗報告を定期的にSECに提出(最初のレポートは遅くとも2010年10月までに提出)
- ワークプラン概要:**
1. IFRSが十分に開発されグローバルに適用されるか(包括性、監査可能性、法的強制力、比較可能性)
 2. 基準設定の独立性
 3. 移行の問題
 - ・投資家の理解及び教育
 - ・規制環境への影響(業界規制、連邦・州税、配当規制、監査規制)
 - ・発行企業への影響(会計システム、統制手続、契約上の取決め、コーポレートガバナンス、訴訟債務、小規模企業)
 - ・人材の準備

4. IFRS導入に向けたSECワークプランとの比較

SECスタッフワークプラン

ワークプランには以下の項目が含まれている

1. IFRSが十分に開発されグローバルに適用されるか
(包括性、監査可能性、法的強制力、比較可能性)
2. 基準設定の独立性
3. 移行の問題
 - 投資家の理解及び教育
 - 規制環境への影響(業界規制、連邦・州税、配当規制、監査規制、非上場企業)
 - 発行企業への影響(会計システム、統制・手続、契約上の取決め、コーポレートガバナンス、訴訟に係る偶発債務、小規模企業)
 - 人材の準備

金融庁中間報告

〔IFRS適用に向けた課題〕

- IFRSの内容
- IFRSを適用する場合の言語
- IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
- IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
(作成者:IFRSの理解、内部統制、システムの整備等)
- IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
- XBRLのIFRSへの対応

〔強制適用の判断要素〕

- IFRS適用に向けた諸課題の達成状況の確認
- 任意適用期間におけるIFRSの適用状況等の確認
- 米国においてIFRSが米国企業に強制適用されるか否かも重要な判断材料

企業財務委員会の問題意識

- 企業行動や実務への影響把握
- 会社法(配当)、税法(課税)への影響把握
- 非上場企業への影響最小化
- 上場審査基準、上場廃止基準等規制への影響把握 等